

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されている。

この最低賃金の引き上げについては、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率 3 %程度を目途とした引き上げにより全国加重平均 1,000 円を目指す」との目標が掲げられている。

最低賃金の大幅な引き上げは、全労働者の 4 割を占める非正規労働者の所得の向上に直結するとともに内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレから脱却し、持続可能な経済の好循環に結び付けるためにも不可欠である。

また、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要である。

現在の福島県最低賃金の水準は、31 位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った引き上げが極めて重要である。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、政府に対し下記の事項について強く要望する。

記

1. 福島県最低賃金は、政府が掲げる「全国加重平均で 1,000 円を目指す」との方針に沿って相応の引き上げを行なうこと。
2. 福島県の復興促進、労働人口の県外流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積の改正をはかること。
3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期発効に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 28 日

福島県伊達市議会議員 安藤 喜昭

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
福島労働局長 島浦 幸夫 様